

第17 回江東区都市計画マスタープラン2022推進会議【会議録】

開催日時		令和8年 5 月 18 日(月) 午後2時 00分～	
開催場所		江東区文化センター3 階第 1 研修室	
出席者 (敬称略・順不同)		【委員】 <委員長> 志村 秀明 <委員> 市古 太郎(オンライン)、江守 央、森本 章倫 【区職員】 都市整備部長、まちづくり調整担当部長、都市計画課長、 まちづくり推進課長、再開発担当課長	
		【議題】	【所管】
		潮見地区まちづくり方針(改定案)について	まちづくり推進課
No	意見箇所	意見要旨	回答
1	資料 3-2	水辺活用の具体像や舟運の交通としての活用の可能性、さらに景観の魅力を踏まえた活用がどのように想定されているのか。	水辺の積極活用により交流促進や商業・業務機能導入を図るとともに、舟運については東京都と連携し水辺ネットワークや拠点整備、関連施設・イベントを含めた総合的な活用を検討・推進していく。
2	資料 3-2	地下鉄8号線延伸を含む広域的な公共交通ネットワークの将来像の中で、潮見地区の位置づけと個別のまちづくり・交通施策を整理していくと良い。	地域公共交通計画を踏まえつつ、枝川新駅を含む枝川・潮見・辰巳の3地区を一体的に連携させ、水辺や舟運も活用した交通ネットワークとまちづくりを統合的に構築していく。
3	資料 3-2	水辺活用ゾーンにおける商業・交流機能の導入について、浸水リスクに応じた高さ設定や歩行者動線・景観とのバランスを考慮し、日常的なデザインとして実現できるとよい。	浸水深を踏まえた高さ設定による浸水対応型まちづくりを前提に、歩行者・自転車動線や上から眺める水辺景観を含め、総合的に考慮しながら検討していく。
4	資料 3-2	酷暑対策について、街路樹に加え新駅や商業施設でのクールスポット整備なども含め、温暖化への適応策と脱炭素に向けた緩和策を一体的にまちづくりへ反映していくことが重要である。	クールスポットや空調設備の活用も含め、事業者との連携を図りながら総合的に検討していく。
5	資料 3-2	まちづくり方針の改定に伴い再開発促進地区の指定も改定されるのか、また水辺活用ゾーンを含む区域が一体的な再開発対象としてどのように位置づけられるのか。	再開発促進地区の見直しに直ちに結びつくものではないが、東京都の上位計画との整合を図りつつ、今後の地域の位置づけについて検討していく。

後 6	資料 3-2	P14土地利用方針図において、ゾーニング未設定の箇所があり、当該地の位置付けが不明確である。	未設定となっている区域を含め、ゾーニングの範囲設定や位置付けを確認する。
後 7	資料 3-2	P14土地利用方針図において、ゾーニング未設定の空白は方針不在と受け取られる恐れがあるため、境界設定や表現の見直しが必要だと考える。	未設定となっている区域を含め、ゾーニングの範囲設定や位置付けを確認する。
後 8	資料 3-2	P16整備方針図において、描かれた水辺等遊歩道は全て公有地なのか。民有地を含む場合、実効性の低い方針になるのではないか。	地区を囲む水辺等遊歩道（潮風の散歩道）については全て公有地であることを前提に計画しているが、範囲や実現性については改めて確認する。

※No 欄(後:後日意見)